

広島県教育委員会規則第九号

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月九日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十四条（略）</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>一 相当の固定資産を有する者で教育長が適当と認めるもの</p> <p>二 固定した収入をもつて独立の生計を営む者で教育長が適当と認めるもの</p> <p>2 課の長は、前項の規定により連帯保証人を立てさせるときは、貸付けを受けようとする者から連帯保証人届に第十一条第一項第三号に掲げる書類を添付して提出させなければならない。</p> <p>3 課の長は、普通財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の連帯保証人が死亡したとき又は破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、借受人に直ちに新たな連帯保証人を立てさせなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>（借受人及び連帯保証人の住所又は氏名の変更）</p> <p>第四十一条 借受人又はその連帯保証人が住所又は氏名（法人の委任を受けた支店、支社等である場合を含む。）にあつてはその所在地又は名称）を変更したときは、当該財産を管理する課又は所の長は、当該借受人又はその連帯保証人に変更届を提出させなければならない。</p>	<p>第三十四条（略）</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>一 県内に居住し、同一市町に引き続き二年以上年額三千元以上の固定資産税を納付している者</p> <p>二 県内に居住し、固定した収入をもつて独立の生計を営む者で教育長が適当と認めるもの</p> <p>2 連帯保証人が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、課の長は、行政財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、連帯保証承諾願を提出させなければならない。連帯保証人が死亡したときも、また同様とする。</p> <p>（借受人及び連帯保証人の住所又は氏名の変更）</p> <p>第四十一条 借受人又はその連帯保証人が住所又は氏名（法人にあつては、所在地又は名称若しくは代表者若しくはその氏名）を変更したときは、当該財産を管理する課又は所の長は、当該借受人又はその連帯保証人に直ちに変更届を提出させなければならない。</p>

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。